

令和7年度 早期退職に係る募集実施要項

三重県市町総合事務組合退職手当支給条例（平成24年三重県市町総合事務組合退職手当支給条例第36号）第10条第1項第1号及び津市職員の早期退職募集の取扱い等に関する規程（平成27年津市訓令第10号）に基づき、次のとおり早期退職者の募集を行います。

1 募集の対象

令和8年3月31日現在において次の各号のいずれかに該当する職員（注1）

(1) (2)以外の職員

年齢が45歳以上60歳未満の者

(2) 教育職給料表（一）の適用者

年齢が50歳以上65歳未満の者

2 募集人数

17人程度

3 募集の期間

令和7年5月19日（月）午前8時30分から同年9月30日（火）午後5時15分まで

（応募状況等によっては令和8年度の採用予定人数に影響を及ぼすことも考えられますので、可能な限り、同年6月30日（月）までに応募願います。）

4 退職すべき期日

令和8年3月31日

5 応募の手続等

- (1) 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」に必要事項を記入の上、募集の期間内に、所属長を経由して、教育委員会の職員は教育総務課に、消防本部の職員は消防総務課に、上下水道事業管理者の事務部局の職員は上下水道管理課に、その他の職員は人事課にそれぞれ提出してください。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付します。
- ※ 令和7年10月31日（金）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は（注2）のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」を応募時と同様の方法で提出してください。

6 募集に関する問合せ先

- (1) 教育委員会の職員
教育総務課（059-229-3292）
- (2) 消防本部の職員
消防総務課（059-254-0351）
- (3) 上下水道事業管理者の事務部局の職員
上下水道管理課（059-237-5811）
- (4) 上記各号以外の職員
人事課（059-229-3106）

（注1）次の各号のいずれかに該当する職員は、応募をすることができません。

- (1) 非常勤職員
- (2) 会計年度任用職員、育休代替任期付職員及び嘱託職員等、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和7年5月19日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除きます。以下同じ。）を受けている者又は令和7年5月19日から同年9月30日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2）応募者が次の各号のいずれかに該当する場合は、不認定となります。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する住民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合